

(その1)



収 支 報 告 書

令和6年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) じゅうみんしゅとうあいちけんだいななせんきょくしよ
 自由民主党愛知県第七選挙区支部

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 日進市岩藤町三番割303-2

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 鈴木 淳司

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <small>鈴木 淳司</small>
公職の種類 <small>衆議院議員(候補者等)</small>

4 会計責任者の氏名 三治 敦司

事務担当者の氏名 三治 敦司

(電話) 0561-72-8111

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

3/31

政85

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額			3	6	9	7	0	8	6	5
(前年からの繰越額)					2	7	5	6	0	1
(本年の収入額)			3	6	6	9	5	2	6	4
支 出 総 額			3	6	3	2	5	0	1	6
翌年への繰越額					6	4	5	8	4	9

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額							8	7	5	0	0	0
員 数										7	8	5 ^人

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備 考				
(7) 個人からの寄附												0
(うち特定寄附)												0
(イ) 法人その他の団体からの寄附					1	2	0	0	0	0		0
(ウ) 政治団体からの寄附				5	6	0	0	0	0	0		0
小計 (7) + (イ) + (ウ)				5	7	2	0	0	0	0		0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)												0
イ 政党匿名寄附												0
合計 (ア + イ)				5	7	2	0	0	0	0		0

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳				項目別区分 2.光熱水費									
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考					
		千	百	十	千	百	十	円					
1	電気代				1	1	5	3	8	R6/1/4	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
2	電気代				1	1	9	5	4	R6/2/1	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
3	電気代				1	1	4	3	7	R6/3/4	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
4	電気代				1	1	6	1	7	R6/4/1	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
5	電気代				1	1	7	7	3	R6/4/30	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
6	電気代				1	1	8	1	2	R6/5/30	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
7	電気代				1	0	5	4	4	R6/7/2	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
8	電気代				2	2	3	6	1	R6/7/31	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
9	電気代				2	4	8	1	5	R6/9/2	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
10	電気代				1	9	9	1	0	R6/10/2	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
11	電気代				1	7	6	3	3	R6/10/31	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
12	電気代				1	5	7	1	5	R6/12/3	中部電力ミライズ㈱	名古屋市東区東新町1	
	この頁の小計				1	8	1	1	0	9			
	その他の支出				5	6	4	4	8				
	合 計				2	3	7	5	5	7			

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳					項目別区分 3.備品・消耗品費				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
16	杭			18	150	R6/1/19	安部木材	尾張旭市東栄町1-5-18	
17	コピー機カウント代			14	234	R6/9/6	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン㈱	名古屋市中区栄1-12-17富士フィルム名古屋ビル8F	
18	コピー機カウント代			15	373	R6/12/6	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン㈱	名古屋市中区栄1-12-17富士フィルム名古屋ビル8F	
19	コピー機リース料			15	708	R6/11/7	三菱HCビジネスリース㈱	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
20	パソコン関連機器			16	830	R6/7/14	LINEヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町	
21	パソコン購入代			18	730	R6/7/16	㈱アルキューブ	埼玉県所沢市神栄金490-3	
22	パソコン関連機器			13	998	R6/7/17	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
23	手下げ袋			11	124	R6/10/3	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
24	街頭演説用消耗品			3	2689	R6/10/4	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
25	ダンボールシート			13	700	R6/10/8	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
26	掃除用具等			2	1290	R6/10/14	ドン・キホーテUNY豊明店	豊明市三崎町井ノ花5-1	
27	封筒印刷代			8	910	R6/6/3	(有)水谷印刷所	尾張旭市内町4-2-1	
	この頁の小計			44	949				
	その他の支出		1	00	089				
	合計		1	92	739				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 4. 宣伝事業費 (印刷製本費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	為書き印刷代			111	100	R6/4/16	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
2	案内ハガキ印刷代			174	900	R6/6/12	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
3	ポスター印刷代			690	800	R6/6/12	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
4	カラー名刺印刷代			72	600	R6/7/17	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
5	2連ポスター印刷代		1	177	220	R6/10/29	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
6	ハガキ用シール作成代			19	800	R6/10/31	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
7	ハガキ作成代			70	400	R6/10/31	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
8	A1ポスター印刷代			337	700	R6/10/31	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
9	案内ハガキ作成代			59	620	R6/10/31	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
10	ビラ作成代			257	070	R6/10/31	朝暁デザイン事務所	瀬戸市暁町3-143	
	この頁の小計		2	971	210				
	その他の支出				0				
	合 計		2	971	210				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し /
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年3月25日/

政治団体の名称

自由民主党愛知県第七選挙区支部/

会計責任者の氏名

三治 敦司 /


代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和7年3月24日

自由民主党愛知県第七選挙区支部
支部長 鈴木 淳 司 殿

登録政治資金監査人 小島 新 
登録番号 第 1062 号
研修修了年月日 平成 21 年 3 月 25 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、自由民主党愛知県第七選挙区支部の令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党愛知県第七選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
 - (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党愛知県第七選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。
また、自由民主党愛知県第七選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上